

「ビハーラ山陰」会則

(名称)

第1条 この会はビハーラ山陰（以下「本会」）という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、その事務を統括するため、事務所を松江市大正町 443-1 番地、山陰教区教務所内に置き、これを事務局という。

(目的)

第3条 本会は「教書」並びに「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画に基づき、ビハーラ活動の発展、充実に努めることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、第3条の目的に賛同し、本会に入会した会員をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 各組、各地のビハーラ活動の育成と連携
- 二 研修会、学習会の開催
- 三 本山や連区等の開催する各種大会への参加
- 四 機関紙の発行（情報交換・意見交換の場の提供）
- 五 前各号のほか、必要なこと

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 一 会長 | 1名 |
| 二 副会長 | 2名 |
| 三 理事 | 若干名 |
| 四 監事 | 2名 |
| 五 顧問 | 若干名 |

(会長)

第7条 会長は、理事の互選した者が就任する。

2 会長は本会の事業を統理する。

(副会長)

第8条 副会長は、理事の互選した者が就任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、会長は、副会長のうち1人を会長代行として、あらかじめ指名することができる。

(理事)

第9条 理事は、総会において選出する。

2 理事は、会長、副会長とともに、本会の業務を執行する。

(監事)

第10条 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

2 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、山陰教区教務所長並びに学識経験者があたる。

3 顧問は、本会の運営に関することについて、会長の諮問に応じる。

(任期)

第12条 役員任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、教務所長の役職にある顧問の任期は、当該役職の在任期間とする。

2 役員が欠けたときには、速やかに後任者を決めなければならない。但し、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が決定するまで、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、本会の議決機関とし、毎年1回以上招集され、次の事項について審議議決する。

- 一 予算及び決算に関すること
- 二 会則改正に関すること
- 三 事業及び行事に関すること
- 四 役員改選に関すること
- 五 その他必要なこと

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

(役員会)

第15条 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 役員会は、本会の業務を審議執行する。

3 役員会は、必要に応じ、文書審議をもって変えることができる。但し、後日開催の総会で、報告しなければならない。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決める。但し、可否同数のときは、会長が決める。

(会計)

第 16 条 本会の経費は、会費、助成金、参加費及び寄付金等をもってこれにあててゐる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 17 条 本会に入会する会員は、会費 1,000 円を納入しなければならない。

(入会手続)

第 18 条 本会に入会しようとする個人は、書類を事務所に提出する。

(退会手続)

第 19 条 本会を退会しようとするときは、書類によって、事務所に提出するものとする。

(事務局)

第 20 条 事務局に、事務局員を置く。

2 事務局員は、教務所の職員のうちから、教務所長が任命し、上職の命を受けて、職務に従事する。

附 則

1 この会則は平成 23 年 6 月 22 日より施行する。

2 この会則施行の際、最初に任命される役員の任期は、第 5 条第 6 の規定にかかわらず、3 年とする。

附 則

1 この会則は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

2 「ビハーラ山陰」会則（平成 23 年 6 月 22 日施行。以下「旧会則」という。）は、廃止する。

3 この会則施行の際現に廃止される旧会則によって選出又は委嘱された者は、すべてこの会則によって選出又は委嘱されたものとみなす。